

2015.11 No.46

中国税政連

会長挨拶 杉山文成 中国税政連会長 ……	2	平成27年度運動方針・組織活動方針 ……	14
前会長挨拶 久保雅典 中国税政連前会長 ……	4	後援会連絡協議 ……	18
第47回中国税理士政治連盟定期大会 ……	6	日本税理士政治連盟第四十九回定期大会 ……	19
中国税理士政治連盟定期大会祝辞 ……	8	平成28年度税制改正に関する建議書の概要 ……	20

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail: zeiseiren@chuzei.or.jp

就任にあたって

中国税理士政治連盟 会長

杉山 文成



このたび、中国税理士政治連盟第四十七回定期大会において会長に選任いただきました杉山でございます。その責任の重大さを痛感し、誠に身の引き締まる思いであります。

就任にあたりひとことご挨拶申し上げます。

まずもって、六年間にわたり会長を務められた久保前会長に対し深く敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。その間、幹事長として前会長から常々ご指導いただいたことを基本理念として、今後の会務運営に努めていく所存です。

税理士政治連盟は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務

行政を確立するため、必要な政治活動を行っております。そのため、税理士会の基本方針に則り、税制改正をはじめとした法律改正の要望等を実現するべく、立法府等に対し強力な運動を展開していく必要があります。

それらを具体的に実現していくうえで、本連盟においては次の四項目を基本方針として活動していきたいと思っております。

まず組織率の向上を図ることであります。中国税理士会員の本連盟への加入率は約九四％であり全国的にはトップクラスとなっておりますが、今後ますますの向上を目指し、税政連の活動を周知その存在意義を理解していただくため、広報の充実など積極的にすすめる必要があります。

次に、委員会の活性化を図ることです。本連盟の五つの委員会はさまざまな活動をしていく事業部的な役割を担っておりますが、ともすれば形骸化しているような印象があるのは否めません。より実のある議論と活動を行っていくしたいと思います。

また、本連盟が推薦する国会議員等の後援会活動を今まで以上により強く推進していく必要があります。後援会はわれわれの要望を実現するうえで根幹となる組織であり、その活動が最も効果的であることを再認識しなければなりません。

最後に、法律改正への取り組みに限らず、地方公共団体における包括外部監査人・監査委員への税理士の選任、不服申立機関及び審

理員への税理士の活用、租税教育など公益活動の推進等については、中国税理士会と連携のうえ積極的に対応していくことでもあります。

さて、近年の政治状況は非常に混迷を深め、今回の通常国会は九十五日間延長した中で閉幕し、いよいよこれから二〇一六年度税制改正に向けて本格的な議論が始まります。その中で消費税について、与党はいわゆる軽減税率を導入する意向を固め、対象品目と財源、経理方式について議論すべく、与党税制協議会の検討委員会を再開しました。日本税理士会連合会と日本税理士政治連盟は、二〇一六年度税制改正に際し重要と思われる三十二項目を取りまとめ、その中で最重要項目として次

の三点を強く要望しています。

- ・消費税の単一税率を維持すること。

- ・事業税の外形標準課税は中小法人には導入しないこと。
- ・所得税の給与所得控除・公的年金等控除を見直すこと。

特に、軽減税率はその効果が高所得者により多く及ぶことや、一定の税収確保のためには標準税率を引き上げるなどの措置を講ずる必要があることなどから極めて効率の悪い制度であり、さらに、事業者の事務負担なども考慮すれば、消費税の単一税率は維持すべきである、としています。

本連盟においても以上のようなことを踏まえて、二〇一六年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業の過重な負担をもち、改正が行われることのないよう、強力に運動を行っていく必要があります。

また、いわゆるマイナンバー制度については今後慎重に注視していかねばなりません。すでに番号を記載した通知カードが配付され、事業者等は従業員の番号を取得しつつあり、現実にはさまざま

な事務を行うべき日が目前に迫っています。税理士は、公共的使命を持つ税務の専門家として、納税者にとって事務負担が必要最小限となるよう、関係議員に対し理解を求めていかなければなりません。

さらに、二〇一六年の夏に行われる参議院議員通常選挙をはじめ、本事業年度に施行される各選挙への対応については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を展開していかなければなりません。

いずれにしても、政治・経済情勢の変化が大きく進む中、今後における税政連活動もその変化に適切に対応すべく英知を結集していく必要があります。本連盟といたしましても各関係団体と連携を強化し、我々役員一同、誇りと使命感を持って会務を遂行してまいります。

最後になりますが、会員の皆様には今後とも税政連活動に一層のご理解をいただき、ご支援とご指導をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

時節柄、ご自愛の程お祈り申し上げます。



流動化の時代XVII

中国税理士政治連盟 前会長

久保 雅典



退任にあたって

常に一歩前進することを心がけよ、停止は退歩を意味する”

〈野村徳七（野村証券創業者）〉

私は、平成二十一年九月、中税政の会長に就任いたしました。四年間のつもりがその間税理士法改正に関する紆余曲折がありましたので、六年間の長期となりました。

この間、中税政は大きく変わりました。まず、定期大会の単独開催であります。これまでの大会は、毎年恒例で九月に行われる中国会の支部長会の開催日にあわせた形でその午前中に開催され、代議員もほ

とんど支部長が兼任できるので予算的にも節約できるという理由からでした。また、来賓も日税政の役員と中国会の会長二人でした。

言わずもがな税政連の役割は、税理士会が決議した事項を政治的に実現することです。そのため、各県に国会議員や首長の後援会を設立し、政治活動を行っていきます。よって、定期大会は各県で開催し、地元の国会議員等をお招きして、税理士法の改正等、税政連の活動を内外に認識していただく絶好の機会であったのです。

このことを当時の中国会国富会長、次期会長の原田副会長、専務理事兼任の現会長灘幹事長とも協議し賛同を得て、平成二十三年以後、岡山、福山、周南、米子、松

江の各都市を巡る定期大会の開催になったわけでありませう。

また、このこととあわせて、当時岡山県以外では中国会の県連会長が「あて職」としてそのまま各地区税政連の会長を務められていましたが、組織活性化の観点から独自に地区税政連会長を選任していただくことにしました。

しかしながら問題は、各県大会の参加者並びに予算です。参加者については、今まで各県ごとに行っていた後援会連絡会議を定期大会と同日に開催、また、当日、講演会やシンポジウムを開催することとし、大会は代議員制をひいていますが、各県の会員の皆様にも参加をお願いしました。

予算については、当時の中税協大西理事長に講演会等の協賛をお願いしました。米子、松江の総会からは、名より実として企画及びお世話を当連盟が行い、主催は協同組合とし、全面的に講演会等の経費を負担いただくことといたします。また、協同組合には、現在年間三回発行している機関誌の広告掲載料で全面的に支援をしていただいています。

地区税政連会長、役員、委員の皆様への献身的活動あつての六年間でありました。特に四年間、中国会専務理事兼任で中税政の幹事長を務め、当連盟の業務一切に携わっていただいた杉山新会長には大変お世話になりました。真に最適な方が新会長に就任されたことを心から喜んでおります。

ただ、振り返って一点悔いが残るとすれば、税理士法改正での資格問題です。

平成二十五年の盛夏の中、我々中税政は、中国会と後援会と連携し、七月と八月に地元で、そして東京で、中国五県から選出の国會議員へくまなく税理士法改正実現へ向けて陳情を行いました。そして、平成二十六年三月二十日、全国税理士会と税政連の会長等が見守る中、参議院本会議で税理士法改正が実現いたしました。

しかしながら、改正の中で最大の要望事項でありました資格問題については、平成二十九年四月以後公認会計士に登録された者が税理士資格を得るためには国税審議会の研修、修了試験を受けることと規定されました。その研修内容は税理士試験と同程度であることとされています。どれ程厳しい内容で実施されるのか見守る必要があります、そうでなければ改めて再度、改正に向けた検討と運動をおこす必要があると思います。

最後に、六年間御協力をいただきました、税政連の会員の皆様に感謝するとともに、引き続き、税

政連に対する御理解と御支援をお願い申し上げ、最後のご挨拶とさせていただきます。

六年間本当にありがとうございました。



第47回

中国税理士政治連盟定期大会開催

平成二十七年九月十二日、中国税理士政治連盟第四十七回定期大会が松江市・ホテル一畑において開催された。

大会は、十五時二十分、海老澤副幹事長の司会により開会し、定足数の報告（構成員八十三名中六十名出席、二十三名委任状出席）



があり、本連盟規約第二十条（大会の議事）の規程に基づき、有効に成立した旨を報告した。次いで、司会者が議事に臨席された三名の来賓を紹介し、続いて久保会長の挨拶があった。

久保会長は、平成二十六年十二月施行の衆議院議員総選挙への支援、税理士法改正運動への協力に感謝するとともに、平成二十九年四月から公認会計士が税理士資格を得るため税理士試験と同等の内容で実施される国税審議会の研修の動向を見守る必要があること。また、平成二十八年年度税制改正の重点建議項目である軽減税率や、法人税の減税を巡る諸問題について触れ、最後に政治連盟の活動は税制面を中心としていたが、今後は国内経済の基盤である中小企業にも目を向けて、積極的に活動していく必要があると熱く訴えた。続いて、司会者が議案審議のため、議長団選出について議場に

諮ったところ、「司会者一任」の声があったため、議長に齋藤副会長、副議長に藤中副会長を指名した。

齋藤副会長は議長席に着き、議事録署名人に呉支部・山田代議員と松江支部・森山代議員を指名し、議事に入った。

第一号議案 平成二十六年年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
議長は第一号議案を上程。

杉山幹事長が、議案書により活動の概況報告を行った。平成二十六年十一月に急きよ解散・施行された衆議院議員総選挙への対応、平成二十七年年度税制改正要望の実現への運動、税政連の「のぼり」や活動小冊子の配付など継続した後援会の支援活動の成果、後援会総会開催率は全国単位税政連中二位であったこと、そのほか中国会及び中税協ほか関連団体と連携し諸施策を効果的に実施したことなどの報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第二号議案 平成二十六年年度収支決算承認の件
議長は第二号議案を上程。

重近財務委員長が、最初に正誤箇所の説明を行い、収入の部については会費収入及び日税連の助成金により予算を若干上回ったこと、支出の部については後援会助成金については二後援会が設立されたこと、また、選挙対策費が予想外の支出であったが支出の効率化に努め、当期収支差額を下回ることでできたと報告があった。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して妹尾会計監事から、「会計監査の結果、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正であ

る。」旨の報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第三号議案 平成二十七年年度運動方針(案) 承認の件

第四号議案 平成二十七年年度組織活動方針(案) 承認の件

議長は関連のある第三号議案及び第四号議案を一括上程。

杉山幹事長が、運動方針については、今年度中にはマイナンバー制度の利用開始、参議院議員通常選挙の対策、また、平成二十九年四月には消費税税率の一〇％への引上げが予定されていることなど、

税務の専門家である税理士の提言・要望はこれまで以上に重要視される年となる。当連盟は、中国の基本方針に則り活動し、重点事項七項目と各委員会の活動方針、このうち政策委員会の活動内容については、地方公共団体における不服申立機関(第三者機関)

の委員・審理員に税理士が登用されるための取組みを新しく盛り込んだと説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任

状による二十三名の賛成をもって

本議案は承認された旨を宣した。

第五号議案 平成二十七年年度収支予算(案) 承認の件

議長は第五号議案を上程。

重近財務委員長が、収入の部について、日税政からの活動助成金の交付により昨年より若干増加して計上した。支出の部については、政治活動費において大会費と会議費を実態に見合った額とし、平成二十八年八月施行の参議院議員通常選挙に備えて選挙対策費を計上した。なお、その際に、衆参ダブル選挙が行われる可能性もあり、その際にはご理解をいただきたいと説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第六号議案 役員任期満了に伴う改選の件

議長は第六号議案を上程。

久保会長が、八月十七日開催の総務会において協議・決定した執行部案について会長一名、総務十三名、会計監事五名の氏名を読み上げた。採決により、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認さ

れた旨を宣した。

第七号議案 大会決議(案) 承認の件

議長は第七号議案を上程。

杉山幹事長が全議案の朗読を行った。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による二十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

以上で、議案の審議を終了したため、議長は審議協力に対する謝辞を述べて、辞任して降壇した。

続いて黒田副会長の案内により国会議員等六名の来賓が入場された。

ご紹介の後、本大会で退任する役員を代表して、久保前会長からあいさつがあり、この六年間は大きな変革に取り組み、その都度、ご理解とご協力をいただくことができた。全ての方々に心から感謝を申し上げるとともに、新会長に期待すると述べた。

そして、本大会で選任された新役員を代表して杉山新会長が、前会長の方針を踏襲するとともに、組織の活性化、後援会を中心とした国会議員等へのはたらきかけに取組み、従来どおり関連団体との

連携に取り組んでいくと抱負を述べた。

その後、来賓を代表して五名の方に祝辞をいただいた。(P.8)

最後に司会者から祝電の披露があり、最後に牧田副会長が閉会挨拶を述べ、十七時十分には大会は滞りなく終了した。

なお、定期大会開催前に、中国税理士協同組合主催により、時局講演会(「どうなる!新しい政治と日本復活」講師:東京新聞・中日新聞論説副主幹 長谷川幸洋氏)が開催された。

来賓臨席者ご芳名

(順不同・敬称略)

衆議院議員	細田 博之
参議院議員	青木 一彦
衆議院議員	竹下 亘 代理
参議院議員	今岡 真治
秘書	島田 三郎 代理
秘書	渡部 清美
島根県知事	溝口善兵衛
松江市副市長	吉山 治
日本税理士政治連盟	
会長	小川 令持
中国税理士会	
会長	灘 博明
中国税理士協同組合	
理事長	高橋 良昌

中国税理士政治連盟定期大会祝辞

衆議院議員
細田博之

皆様こんにちは。今日は中国税理士政治連盟第四十七回の定期大会、誠におめでとうございます。しかも伺いますと四十七回目で初めて島根県で開催されたということ

で喜ばしいことでございます。確かに交通事情等から会員の多い山陽側で開くのが効率的だということがあったんでしょうが、たまたま松江城も国宝になりましたし、出雲大社その他観光名所もございまして、ごゆっくりと松江の滞在をお楽しみいただければと思います。

私は今、自由民主党の税制調査

会副会長として、しかもその中のいわゆるインナーグループという野田会長や額賀小委員長、高村副会長、石原伸晃事務局長、後藤、金田、石田と私を含めて合計八人で税制改正の責任者となっております。まず関係上、若干消費税について、これまで報道もされておりまして折角松江にお越しになった土産話として、申し上げたいと思います。

消費増税は五から八%に行われまして様々な影響があったわけですが、その増収効果は八兆一千億円ともうちょっと多い結果が出るかもしれないませんが、それだけの効果が出たわけでございます。ちょうどこれが日本の中小企業やその他の産業に消費の減退等でマイナスの影響をもたらしたことは事実でございます。ところがこの間に原油安という大変な追い風が吹き

まして、原油関係で外国に支払うお金がなんと消費税と同じ月間七千億円という、同じ量を輸入しても支払い減になるという、消費税を全く帳消しにするだけの原油安が今のところ生じています。したがって消費税による悪影響は、業界によって若干異なりますがむしろ緩和されている。しかしこれからは、八から一〇%への増税問題に対処しなければなりません。

そして本来のスケジュールでは、来月から一〇%になる予定だったんですね。ところが、景気状況その他を鑑みて、公約でありましたが安倍総理は去年の十二月に解散総選挙を行いました。これを一年半ほど先延ばし再来年の四月一日からの実施とし、あらためて公約化して選挙に臨み、国民の了解を得たことはご存じのとおりでございます。

あと二%の増税は地方税を合わせまして約五兆円強ということでございますので、それを上回る経済発展がなければなりません。そこで問題は、ご存知のように公明党

が公約しています軽減税率問題であります。主として食料品については八%のまま据え置くという内容を主張しており、これを全部適用いたしますと六千数百億円の減収が生じてしまつて、本来社会保障費の増に充てるための約五兆円の税収に届かなくなつてしまつて。

これはあまりにも大きすぎるということと、税理士の皆様方はよくご存じのようにそもそも軽減税率というものがインボイス方式によって組み立てられている限りは、大変な混乱と負担を企業に与えることになり、公明党はこれを公約に掲げておりますから、なんとか品目の選定に早く移りたいということ、この十月から本格的な検討に入るわけでございます。

そこで財務省ではこれまで温めてきた案を出してきたわけですが、マイナンバー制度の施行により、国民一人一人に固有の番号が付与されるということに着目いたしました。買い物の際に小売店等でマイナンバーカードをかざすとそれがポイントとしてたまつて、それ

を国税庁のメインコンピューターにどなたが軽減税率の食料品をいくら買ったかということを記録するようにしたい。そして累積して、預金通帳等に時期を区切って還付するようにしたい。当然ながら消費の大きい人は極めて大きな消費をするでしょうから一定限度以上の買い物をするだろう。年間という二十万円を限度額と設定しているわけでして、二十万円の二％は四千元です。年間二十万円以上の食料品を購入する人は頭打ちで四千元にする。しかし所得の少なく消費の少ない人は三千元であるとか三千五百円になるとか、事実上満額二％を還元するという案でございます。

様々な問題があるわけですが、長所として考えられるのはこの制度を使いますと、国税庁に軽減税率に当てる商品代が累積され、個人個人の消費額が生まれてその減税額に当たる二％分が出る。四千元を超える方は四千元までしか還付しない。一世帯の場合には家族合計分で還付する。購入

した国税庁に国民一人一人の逆進性と申しますが裏を返しますと多額の消費をする人に対しては還付が頭打ちとなり、少額の消費者に對しては全額二％が返されるから、今行われている給付金に代わるものとして一種の軽減税率になるものではないかということでもあります。

これに對してそもそもマイナンバー制度が信用ならないとか、還付のための貯金通帳を全員が持っているのかとか、還元する手続きが大変ではないかとか、ということが議論されているわけでございます。日本国民一億二千八百万人が全員四千元を還元しますと五百二十億円になります。それは六千数百億円よりは少ないし、実際のところは四千元還元される人は少ないと思われまして、実際のところは四千億程度の還元になるうと思われまして。これは数年前から導入されている太陽光発電のように入電額が貯金通帳に振り込まれる方式と同様の方式ですし、ポイント制についても、現在多くの

主婦がコンビニやスーパーで利用しているポイントカードの利用に慣れているため違和感はないと思われまして。

また、マイナンバー制度を信用できない人に対しては、国税庁のコンピューターは、軽減税率商品をいくら買ったかを累積し減税額を算出するだけで、消費者の所得を補足するものではないわけですが、それでも何が起きるかかわらないと言つて公明党にも自民党にも否定的な人もいます。一方で、月々十万円の食料品を購入するお金持ちにも八％が適用されるといふ逆の問題も生じますが、これも半年以内に解決しなければならぬ。

以上、ご参考になるかわかりませんが、このような問題に、現在真剣に取り組んでいることをご紹介させていただきます。長くなりましたが、中国税理士政治連盟の皆様の後まますのご発展を祈念申し上げます。本日はご盛會誠におめでとうございます。



参議院議員
青木一彦

ご紹介をいただきました参議院議員の青木一彦でございます。本日は、中国税理士政治連盟第四十七回目の定期大会、中国五県の津々浦々から皆様お集まりいただきまして、このように盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。

先ほど、久保前会長から六年間会長職を務められたとお伺いいたしました。大変長い期間会長職を務められたそのご労苦に對し心から敬意を表したいと思っております。この六年間は、いろんなことがあったと思っております。

また、新会長の杉山会長様、先ほど遠慮気味に久保会長の後だからなかなか大変だとおっしゃっていましたが「杉山イズム」で新たな形で取り組んでいただければ、

それだけで会員の皆様はご安心いただけるかと私は確信しています。

さて、平素から私どもの政治活動に對しまして温かいご支援をいただいておりますことに、高いところからではございますが厚く御礼申し上げます。

皆様方からいただくたくさんの応援があつて、私どもも政治活動をさせていただいております。先ほど細田先生からお話がございますが、税制改正の折には皆様方からいろんなご意見を頂いて、そのことを私たちは政治の場に行つて、いろんな形で国民の皆様 に正しい税制のあり方を説明していかねばならない。私はそういう使命感で一杯でございます。

二〇一七年の消費税のお話についても、どうか皆様の中でひとつのご意見をおまとめただいて、中国税理士政治連盟としてはこう思うぞと言つていただければ、私どももしつかりと税制改正の中に活かしてまいりたいと思つております。

いずれにしても、皆様地域の中心

でしつかりと根ざしてご活躍をしていらつしやいますので、私どもも同様にしつかりと活動してまいりたいと考えています。

最後になりましたが、中国税理士政治連盟の皆様のみますますのご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



島根県知事
溝口善兵衛

本日、中国税理士政治連盟の定期大会が盛大に開催されますことを、心からお慶び申し上げます。会員の皆様におかれましては、日頃から適正な納税にご尽力いただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。また、税務に関する専門家として、独立公正な立場でご協力、ご提言をいただいておりますことに深く敬意を表する次第であります。

さて、政府においては、長年にわたり財政の健全化に取り組んでおりますが、なかなか進みません。消費税も一〇%の後どうするか、まだ国民の理解を得ることは難しい状況であります。他方で、人口の高齢化に伴う社会保障費の増加が見込まれ、将来の税制をどうするかということは、引き続き

大きな国民的課題であります。また、地方にとりましても、地方創生のためには財源確保は極めて大事な課題であります。

皆様方におかれましては、納税者と行政とをつなぐ立場として、重要な役割を果たしておられます。引き続き、税務行政にご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、ここ島根には、このたび天守が国宝に指定された松江城をはじめ、世界遺産の石見銀山遺跡、隠岐世界ジオパーク、日本遺産の津和野など魅力がたくさんあります。皆様にはこの機会に、あるいは別の機会に、是非、豊かな自然と文化・古き歴史が残る「ご縁の国しまね」を楽しんでいただければと思います。

終わりにあたりまして、中国税理士政治連盟のみますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念し、お祝いの言葉といたします。



松江市副市長
吉山 治

地元開催市を代表しまして、本日公務欠席の松浦正敬市長に代わりお祝いのご挨拶を申し上げます。

この度、中国税理士政治連盟第四十七回定期大会が、本日このように盛大に開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

また、中国各県からたくさんのお客様が松江市へお越しいただき、歓迎申し上げます。中国税理士政治連盟の皆様には、不服審査制度や、間近に迫りましたマイナンバー制度をはじめとして、納税環境に係る諸課題などに積極的に取り組んでこられており、税務の専門家として、長年にわたる納税者の視点に立った様々な活動に對しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、ここ松江市でございますが、明治二十二年に全国の三十八市とともに市政を施行し、昭和と平成の大合併を経まして、平成二十四年に特例市に移行しました。

現在は、平成三十年度を目途に中核市への移行を目指して取り組んでいるところでございます。この間、昭和二十六年には、奈良市・京都市と並び国際文化観光都市となり、さらに、平成七年には出雲・宍道湖・中海拠点都市地域に指定され、山陰の中核都市として発展してきております。

本年三月には、中国横断自動車道尾道松江線（愛称：中国やまなみ街道）が全線開通し、山陽方面や、更に瀬戸内しまなみ海道を通じて四国方面との交通アクセスが大幅に向上しました。加えて、七月には、松江城天守が念願でありました国宝に指定をされましたので、こうした機会を通して、本市の魅力を広く発信してまいりたいと考えております。

また、「暮らしやすさ」におきましては、経済産業省が貨幣価値

に置き換えて比較された結果、全国一七四一市区町村の中で松江市が総合一位となりました。

本市としましては、地方創生が言われている中、創意工夫をしながら、活力ある街づくりに、今後とも全力で取り組んでまいり所存でございますので、中国税理士政治連盟の皆様におかれましては、引き続き、税務行政の円滑な運営と地域社会の発展のため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、貴連盟のますますのご発展とご参集の皆様方のご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



日本税理士政治連盟会長
小川 令持

昨年の米子市に引き続き、今年松江市にお邪魔をさせていただきますました。

まずは中国税理士政治連盟第四十七回定期大会が無事終了されましたこと、お祝い申し上げます。また、久保会長、杉山幹事長には大変お世話になりました。引き続き杉山先生には会長としてお世話をいただくということでありありがとうございます。

さて、日税政の課題、たくさんあるわけですが、現在一番大きな課題とは、組織率の問題、会費納入率の問題であります。先ほど拝見しましたところ、中国税政連におきましては極めて高い組織率を誇っていただいております。本当に安心しているところでございますが、お話の中ではこ

の組織率も微減の傾向にあると。これは全国で見ますともっと大きな問題で、特に都市部、大都市におきましては三〇%台というところもあります。これは非常に大きな問題であり、その原因というものも様々なものがござりますが、やはり一番の早道は、とにかく税政連活動を説明してご理解をお願いする「フェイストゥフェイス」これがやはり一番重要です。

そもうひとつ税政連活動について誤解をしていらつしやる方がいまだにある。「政治は嫌いだ」、そうではない、我々は税理士政治連盟活動である。今日の大会議にもありますとおり、国民の財産である税理士制度の発展と納税者のための真の代表を送る。納税者に信頼される税理士制度の確立を目指すんだ。公正な税制の確立をしていくんだ。そのためにあえて申せば「党」ではなく「人」を応援していく。そのスタンスは変わっていない。これを訴えていくためには、税理士会や関連団体を巻き込んだのお願いを続

けていくことが必要であると思っています。

さて、私が初めて税政連活動に携わらせていただいたのは、平成十五年の名古屋税理士政治連盟の会長に就任したことでした。その最初の仕事が当時の狩野日税政会長の代理で中国税政連の定期大会に出席したことを思い起こします。私も今回会長を二年務めさせていただきましたが、今回退任をさせていただきます。

そこで、これまでの思い出話を若干させていたどうかと思います。非常に記憶に鮮明に残っているのが法人税法三十五条の話であります。第三十五条、特殊支配同族会社における役員報酬の損金不算入の規定、これは行儀の悪い経営者であればそうかもしれない。ただ我々のクライアントである真面目な経営者にはそれはない。それともうひとつ、給与所得控除が問題であるのに、それを法人税法で解決するのはいかがかと、反対運動をさせていただきました。

それが成ったのは民主党に政権

交代した平成二十一年の時でありました。政権交代の直後でもあり、民主党の一部の議員からは、「党」への支持への転換を厳しく言われたこともありましたが、いや、違う。先程申し上げたとおり税理士政治連盟とはこういった活動をしていますので訴えたところ、一応のご理解を得たと記憶しています。その年の暮れの税制改正大綱で三十五条の廃止は成りましたが、最初は来年ならなんとかなるというお話でした。我々はマニフェストに書かれてあるのでどうしてもやってくれと訴えまして、ところが、物事には順序があるからいかんと。そこでどうしてもしようことをお願いをしてまいりました。そうするとある筋からこういった話がまいました。次の参議院選挙の時に税理士会の組織内候補を民主党から出せと。これは何を意味するか、これは特定の政党への支持ということであり

ます。これはできないということでお断りしました。すると最後に、次の参議院選挙で民主党候補

を応援してくれるかと来て、もちろん応援はさせていただくとお答えし、三十五条は廃止になったわけであります。

その間の一週間は異常な緊張感に包まれていたことを覚えてい

ます。その次に出てきたのが、例の企業財務会計士の話です。公認会計士試験改革、司法制度改革で三千人合格の五万人体制を目指した。当初は公認会計士の需要も見込まれたが景気の変動で難しくなりました。そうすると公認会計士さんは昔は試験に合格すれば会計士補であつたが、制度改革により試験合格者でしかなくなり、行くところがなくなつた。監査法人にも入れない状態の人がたくさん生じてしまった。なので企業財務会計士、あるいは今までの会計士を監査会計士とし、試験合格した人を公認会計士とする案が出されてきた。そうすると、公認会計士試験を合格した人は税理士になれるんですよ。これは問題だとして、運動の

末、廃案にさせていただきました。

最後、例の税理士法改正であります。これは最初に平成二十二年でありましたか平成二十三年度税制改正大綱に「税理士制度の見直しに当たっては、関係者等の意見も考慮しながら検討を進める」として入れていただきました。これは民主党政権下でありましたけれども、税制改正大綱に書いてもらわないと絶対先に進まないとのサジェスチョンがあり、これを民主党にはたらきかけて大綱に入れていただいたわけです。それから二十三、二十四、二十五年度と最後になって「税理士法の改正を視野に入れて」と表記され、税理士法が改正されたわけです。

しかし、問題となったのは「関係者等の意見も考慮しながら」とこの一文が業界問題と捉えられた。我々は業界ではない、制度論である。税理士制度を立て直すんだとしてお話をしてみたいのですが、やはり外からは見れば業界だったかもしれない。

そこで、関係機関と話をする役

割が我々に生じてしまった。日本公認会計士協会、日本弁護士連合会と話をしてみましたが、考えてみれば向こうにとってみればマイナスのことだからで交渉にはならない。交渉というのはマイナスとプラスの駆け引きです。ところが、公認会計士さんも弁護士さんも試験を受けてくださいと、こちらからお願ひするだけの話です。このような提案を受けるわけがない、考えてみれば。しかしながら我々は、制度論ということでお話をしに行きました。

先程の企業内財務会計士のように、向こうの制度のために税理士制度が揺らぐようなことがあってはいけないということを中心に強くして交渉に臨んだわけでありまして、やはり、政治的には大変難しい問題であったようです。自民党のある先生にお会いした時に、「言うことはわかるけれども、公認会計士たる税理士のために国民のどなたがどれだけ困っているの？法律というのは国民の生命・財産を守るのだ。」と言われました。

確かに、具体的な数値はありませぬし、私も公認会計士たる税理士さんで立派な方をたくさん知っています。

ところが、この問題はこれからの話です。税理士になるには税理士試験を受けるよりも公認会計士試験を受ける方が簡単で、だからこつちに移動する。そういうことが問題であることを訴えてきたわけです。結果的には研修の実施に落ち着いたのですが、それでも最後のところで研修は公認会計士が行うと主張されました。私どもはそれは税理士会にやらせてくれと主張しました。最後の最後で、自民党議連の当時の町村会長に頑張っていたかまして、第三者機関・国税審議会によるチェックを行うとして、何とか決着が着いたわけです。

余談ですが、十一月の終わりに先生のところにお邪魔をしたときに、公認会計士協会は陳情を議員会館の各事務所にFAXで送ってきた。と憤慨していらつしやったことを覚えています。我々は足を

運んでお願いに行きますよね。いらつしやらないことがわかっていてもそれでも行つてお願ひし、あるいは地元の事務所でお願ひを続ける。そういった誠意が残念ながら、彼らにはなかったのではないか。

私どもは地元あるいは後援会の方たちの支えにより、また、盛り上がりによりこの改正を成し遂げることができたと思っています。それと政治には誠意は通じません。それを今までの政治連盟活動でつくづく感じています。

今後とも、是非、税理士政治連盟の活動にご理解をお願い申し上げます。今日の祝辞とさせていただきます。本日はおめでとございました。

平成27年度運動方針

自 平成27年7月1日
至 平成28年6月30日

一 運動方針

今事業年度は、税理士制度にとって、また、税理士政治連盟にとっても重要な年となる。平成28年1月1日には社会保障・税番号制度（マイナンバー）の利用が開始され、同年7月25日に任期を迎える参議院議員に係る第24回参議院議員通常選挙が行われる。税制においても、平成29年4月には消費税率の10%への引き上げが確定しており、軽減税率の導入等の重要なテーマでの検討が今事業年度内に行われることとなり、税務の専門家としての税理士の提言・要望はますます重要なものとなる。

本連盟は、中国会の基本方針に則り、会員だけでなく国民からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援し、地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

本事業年度に施行される各選挙への対策については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。

税制改正への対応については、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう情報収集のさらなる強化に努め、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。

改正税理士法については、日税政と連携し、平成29年施行とされる公認会計士に係る資格付与の見直しについて動向を注視するとともに、さらなる税理士制度の発展に向けて強力な運動を行う。

租税教育、地方公共団体における外部監査人・監査委員への税理士の選任、登録政治資金監査人制度等の公益活動の推進、不服申立機関（第三者機関）への税理士の活用推進等については、中国会及び地区税政連と連携のうえ、あらゆる機会を捉え迅速かつ積極的に対応する。

税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。

中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう中国会と連携し、その基本方針に沿い各党の関係議員、関係機関にはたらきかけるなど、本連盟は、情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

税理士制度に大きな影響を与える規制改革や資格制度の見直し、TPP等の資格制度に係る外交政策をめぐる動向について、本連盟は情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

番号制度、電子申告については、公共的使命を持つ専門家として、政府及び地方公共団体の番号制度、IT政策の推進に貢献するとともに、納税者にとって事務負担が必要最小限となるよう、関係議員に対し理解を求める。

東日本大震災への対応については、政府の震災関連特例法案等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな震災からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と拳会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

二 重点運動

- 1 平成28年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 さらなる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- 3 租税教育、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度、登録政治資金監査人制度、地方公共団体に対する不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員への税理士の活用等、公益活動の推進にかかる強力な運動を行う。
- 4 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 5 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 6 規制改革、TPP等の外交政策の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のため強力な運動を行う。
- 7 番号制度、電子申告については、納税者にとって事務負担が必要最低限となるよう、強力な運動を行う。
- 8 東日本大震災からの1日も早い復旧・復興に貢献するため、政府の震災関連特例法案等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。

平成27年度組織活動方針

自 平成27年7月1日
至 平成28年6月30日

平成27年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国会議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。
- 3 地区税政連及び日税政との連絡調整及び連携強化を図る。
- 4 地区税政連の充実強化を図る。

四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

五 後援会対策委員会

- 1 国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 2 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 3 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会長連絡会議を開催する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。
- 5 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体策を講ずる。

中国税理士政治連盟役員

平成27年9月

役 職 名		氏 名			
会 長		杉 山 文 成			
副 会 長		伊 藤 博 文 伊 桑 尾 添 憲 男		藤 中 秀 幸 松 本 正 福	
総 務 会 長		藤 中 秀 幸			
総 務 副 会 長		海老澤 孝 公			
総 務		伊 藤 博 文 伊 松 重 葉 森 田 重 葉 森 田		定 金 孝 幸 桑 原 本 正 一 松 本 添 憲 福 尾 川 本 泰 男 川 本 正 清	
幹 事 長		川 本 泰 清			
副 幹 事 長		上 原 博 行 関 場 政 貞 細 木 貞 彦		柳 井 卓 正 中 村 剛 士	
幹 事		唯 山 重 夫 野 口 神 五 師		姫 井 繁 彦 岡 本 倫 明	
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 唯 山 重 夫		副委員長 権 藤 和 幸 委員 淵 上 野 勝 伯 委員 浅 野 本 幹 夫 委員 重 本 泰 德 委員 重 野 忠 生 委員 藤 本 照 子	
	財 務 委 員 会	委員長 姫 井 繁 彦		副委員長 山 本 忠 委員 藤 野 照 委員 若 松 繁 委員 影 山 秀 委員 宮 本 利 委員 新 井 恵 委員 長 崎 美	
	組 織 委 員 会	委員長 野 口 厚		副委員長 若 松 繁 委員 影 山 秀 委員 宮 本 利 委員 新 井 恵 委員 長 崎 美	
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明		副委員長 宮 本 利 委員 新 井 恵 委員 長 崎 美	
	後 援 会 対 策 委 員 会	委員長 荒 神 五 師		副委員長 矢 尾 井 敏 廣 委員 小 泉 尚 志 委員 森 末 尚 男 委員 小 谷 昇	
会 計 監 事		由 田 至 允 妹 尾 盛 司 岸 篤 彦		毛 利 山 正 行 鶴 田 和 彦	
会 計 責 任 者		姫 井 繁 彦			
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸 委員 伊 藤 博 文 尾 添 憲 男 杉 山 文 成		副委員長 桑 原 一 松 本 正 福 川 本 泰 清	
顧 問		小 早 川 隆 幸 島 原 順 良 久 保 雅 典		国 富 檀 雄 原 田 啓 吾 灘 博 明	
相 談 役		齋 藤 慎 悟 榎 原 清 海 黒 田 昌 弘		石 高 雅 美 牧 田 泰 博	

税理士による国会議員等後援会一覧表

平成27年10月2日現在
(順不同・敬称略)

■ 国会議員 (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住 所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による中川俊直後援会	自民	広島4区	739-0007	東広島市西条土与丸五丁目1-3	082-430-8174	菅川 光彦	高盛富美男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士によるカメイ静香後援会	無所属	広島6区	727-0013	庄原市西本町2丁目11-13	0824-72-4687	古永雅則(代)	青木 照和
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による高村正彦後援会	自民	山口1区	745-0056	周南市新宿通1丁目17 シオフビル	0834-21-0425	松永 浩之	松田 明
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	759-0204	宇部市大字妻崎開作287-4	0836-44-6200	平田 稔	原田 鉄也
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	小倉 國雄	石光 孝英
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 實	田中 一宏
税理士による平沼赳夫後援会	自民	岡山3区	708-0023	津山市大手町8-11 大手町ビル3F	0868-22-4019	浅野 幹夫	日笠 肇
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0055	松江市津田町326	0852-21-5857	尾添 憲男	永瀬 公男
税理士による竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による溝手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	岡田 健
税理士による江田五月後援会	民主	参議院・岡山	704-8183	岡山市東区西大寺松崎248-83	086-943-0346	桑原 一	五藤 榮一
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

■ 非現職 (※選挙区は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による佐藤公治後援会	生活	参議院・広島	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による松本大輔後援会	民主	広島2区	730-0801	広島市中区寺町5-20-403	082-296-1123		井上 博夫

■ 地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市長	751-0853	下関市川中豊町5丁目1-8	083-251-5050	小倉 國雄	藤上 博之

後援会の組織強化と活性化



アンケート結果内容等からとりまとめた「後援会の更なる組織強化と活動の活性化について（報告）」を今年のテーマとして取り上げた。

委員長が単位税政連の後援会対策委員長宛に送付した「原本」に、判り易くする目的で、番号を振ったり、改行したりするなどの加工をしたレジメによって進行了た。

まず、委員会の所掌は「……国会議員等後援会の活動支援に関する諸施策」とあり、組織活動方針では、単位税政連における「国会議員等後援会の組織の強化と活動の活性化を支援する」となっている。

組織活動方針の「組織の強化」と「活動の活性化」は性質を異にするので、並列にせず、別項目にすべきであるとし、もし別項目に

なっていれば、この「報告」も、より整理されたものになったであろう、と冒頭で唯山委員長が述べた。

さて、委員会は、後援会に対して強制する権限はなく、自主性に委ねているが、諸資料・情報等から後援会の評価は、「ベストが四割位」で「他はベターであろう」と推測している。

そして、ベストの組織となるために課題を列举し、その施策を以下に示して、後援会の組織強化と活性化の指針とした。

まず、単位税政連と後援会のあり方については

- ① 税政連と後援会の目的
- ② 税理士会・税政連・後援会のあ
るべき関係
- ③ 税政連と後援会のあるべき役員
の関係
- ④ 税政連と税理士会役員のあり方
- ⑤ 人事交流

の五項目に分けて示した。

次に、後援会の日常活動と活性化については

- ① 被後援者との接触
- ② 広報活動
- ③ 会員増加策

④ 単位税政連等との連携
の四項目において指針を示した。

最後に、休眠後援会の対策等については

- ① 休眠後援会とは
- ② 休眠後援会に対する対応等

の二項目を指針の内容とした。課題は多いが、最も憂慮されるのは「休眠後援会」であることに異論はないところだろう。委員会は、休眠とは、「活動を休止又は活動をしていないことの比喩」であるとし、休眠後援会が少なくないことがアンケート等で明らかになったと指摘して、その対応を示している。

委員会が三回のアンケートを実施して後援会の実態を明らかにしたことは評価に値するが、休眠後援会への対応を示したことは、更に大きな意義が認められよう。

平成二十七年九月十二日（土）
中税政定期大会に先立ち、後援会長連絡会議が開催された。講師は、中税政の唯山重夫後援会対策委員長が担当した。

日税政の後援会対策委員会（以下「委員会」）が実施した後援会

第四十九回定期大会開催

平成二十七年九月十七日(木)

日本税理士政治連盟の第四十九回定期大会が、東京都新宿区・京王プラザホテルにて開催された。

定期大会では、平成二十六年運動経過・組織活動報告をはじめ平成二十七年事業計画・予算案等の七議案が審議され、全て原案どおり承認された。

日本税理士政治連盟 第49回定期大



当連盟同様に役員任期満了満潮を迎える日税政では、六号議案

で役員改選を上げし、今回二年の任期を務めた小川令持会長に代わり新たに、小島忠男氏(東京都地方)が会長に、そのほか総務三十五名と会計監事五名の各職が承認された。(下表参照)

また、引き続き開催された懇親会では、参議院平和安全法制特別委員会と仲仲する安法案の審議の合間を縫って、雨模様にも関わらず、二百六十一人の国会議員(代理含む)の出席をいただき、盛会裏に終了した。

※写真は、第七号議案・大会決議を朗読する川本幹事長

役員名簿

平成二十七年九月十七日

会長 小島 忠男

総務(三十八人以内)

【東京】 渡邊 文雄、神津 信一、瀬上 富雄

【東京地方】 瀧浪 貫治、小島 忠男

【千葉県】 富澤 康人、高田 住男、和田 榮一

【関東信越】 井部 俊一、小林 健彦

【近畿】 久保 直己、浅田 恒博、杉田 宗久

【北海道】 池戸 俊幸、石丸修太郎

【東北】 長末 啓輔、日出 雄平

【名古屋】 前原 明弘、西村 高史

【東海】 鈴木 剛、太田 直樹

【北陸】 石黒 洋二、平野 豊

【中国】 杉山 文成、灘 博明

【四国】 矢野 平八、筒井 伸司

【九州北部】 野田 武史、松原 弘明

【南九州】 中島 智喜、森 昭人

【沖縄】 松川 吉雄、友利 博明

【日税政】 幹事長及び第一順位の副幹事長

会計監事(五人以内)

芦川 稔(東海)、山田恵美子(東京)、

染谷 肇(千葉県)、杉本 幸弘(近畿)、

田邊 雅範(名古屋)

平成28年度

税制改正に関する 建議書の概要

税理士法第1条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11（建議等）

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。（※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。）

税制に対する基本的な視点

- (1) 公平な税負担 (2) 理解と納得のできる税制 (3) 必要最小限の事務負担
(4) 時代に適合する税制 (5) 透明な税務行政

建議書の構成

- ・中長期的な視点から検討した税目ごとの「Ⅰ今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - ・全国15の税理士会及び本会の506項目の税制改正意見から32項目に集約した「Ⅱ税制改正建議項目」
- ※本紙では、特に重要かつ早期実現が必要と考える15の「重要建議・要望項目」を掲載（裏面）

今後の税制改正についての 基本的な考え方（抜粋）

中小法人税制	<ul style="list-style-type: none"> ・中小法人の実態に十分配慮した各種税制の見直し ・所得の金額、純資産の額、資本金等の額、従業員の数などを加味した適正な中小法人の範囲の検討 	相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ・延納・物納手続き等の見直し及び周知拡大 ・世代間の資産移転を促進するため、贈与税の負担軽減を検討
所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障政策のあり方も考慮した所得税制の構築及び所得再分配機能の回復を図るための既存の各種措置の見直し 	地方税	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方自治体の税収安定のための税制の構築 ・中小企業への外形標準課税の不適用 ・土地の固定資産税課税標準額に係る負担調整措置等の廃止を検討
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ・国内産業の活性化を図るため、税率の一層の引下げが必要 ・税率引下げによる税収減の補填のみならず、税負担の公平を図るための課税ベース構築を検討 	納税環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者憲章の制定・税務調査の事前通知の弾力化・成年後見関連税制等の検討 ・IT化の進展に合わせた税法全体の見直し
消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・単一税率の維持 ・逆進性対策は、社会保障・税一体改革の中で解決（給付付き税額控除の導入を検討） ・請求書等保存方式の維持 	国際税制	<ul style="list-style-type: none"> ・経済のボーダレス化による課税関係の混乱を回避するための国際協調 ・電子商取引に対する恒久的施設（PE）を基準とした課税方式の見直し
		震災対応税制	<ul style="list-style-type: none"> ・税制に関する災害基本法を制定し、基本的な税制上の支援措置を体系的に明確化

平成28年度 税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

<消費税>

● 消費税の単一税率を維持すること。(今後の税制改正についての基本的な考え方)

消費税の引上げに伴ういわゆる逆進性への対応策として軽減税率の導入が検討されているが、軽減税率はその効果が高所得者により多く及ぶことや一定の税取確保のためには標準税率を引き上げるなどの措置を講じる必要があることなどから、極めて効率の悪い制度である。さらに、事業者の事務負担なども考慮すれば、消費税の単一税率は維持すべきである。

逆進性への対応策は、個人所得課税及び社会保障給付を合わせた社会保障・税一体改革の中で構築することが適切であり、個人所得課税における所得再分配機能の強化と社会保障・税番号制度の導入による社会保障給付の一層の効率化・重点化により対処すべきである。

<中小法人税制>

● 事業税の外形標準課税は中小法人には導入しないこと。(建議・要望項目1)

中小法人は、大法人と比較すると財務基盤が弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税を中小法人に導入することは、担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小法人の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになるため、導入すべきではない。

<所得税>

● 所得税の給与所得控除・公的年金等控除を見直すこと。(建議・要望項目6(1)、7(2))

所得税における所得再分配機能及び財源調達機能を回復させる観点から、所得控除全体を見直す必要があるが、とりわけ給与所得控除額については、その構成を明らかにし、特定支出控除制度の拡充を検討したうえで縮減を検討すべきである。

公的年金等控除額についても、年齢による差異をなくし、その上限を設定するなどの見直しを行い、低所得者に配慮しつつ縮減の検討を行うべきである。

【中小法人税制】

1. 欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。(建議・要望項目2)

平成27年度税制改正で、中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げることになった。この控除限度額の引下げの適用は中小法人以外の法人に限定すべきであり、事業基盤の弱い中小法人については、業績回復の阻害要因とならないようにするために、欠損金の繰越控除制度における控除限度額の制限を設けるべきではない。

2. 減価償却方法について定率法と定額法の選択適用を維持すること。(建議・要望項目4)

法人が事業の用に供する車両や機械装置などの固定資産は、通常早期の経済的価値の減少が大きいものと認められる。また、金融機関の融資期間は法定耐用年数より短い事例が多い。減価償却方法の定額法への一本化は、設備投資額の早期費用化が抑制されることになるため、特に中小法人にとっては設備投資意欲の減退を引き起こす懸念があるので、中小法人には定率法と定額法との選択適用を認めるべきである。

【所得税】

3. 所得控除を整理・簡素化すること。(建議・要望項目8)

所得控除が累次に拡充された結果、所得税の財源調達機能が低下している。また、所得控除は、超過累進税率の下で高所得者に有利に作用しているとの指摘がある。公平性の観点から税制と社会保障給付制度の機能を見直すとともに、政策的な控除は税額控除化も視野に入れて検討すべきである。

(1) 医療費控除

医療費控除は、従前と比べてその必要性は低くなっているにもかかわらず、社会的コストは膨大なものとなっており、社会保障制度の全般的な見直しの際には、その廃止も含めた検討が必要である。ただし、当面は、基礎的人的控除の見直しを前提に、現在の人口一人当たり国民医療費が30万円を超えていることに鑑み、30万円(総所得金額等が200万円未満である場合には総所得金額等の10%)程度に引き上げるべきである。

(2) 基礎控除・配偶者控除等

所得控除制度全体の見直しの中で基礎控除額の増額を行い、配偶者控除については働き方に中立的で就労に及ぼす影響が少なくなるような制度を検討すべきである。

(3) 年少扶養控除

児童手当のあり方を総合的に見直し、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

4. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。(建議・要望項目6(3))

役員給与に係る給与所得控除のあり方については、一般従業員とは別途の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。むしろ、一般従業員も含め、給与所得控除における概算経費部分の水準について見直すべきであり、あえて役員給与に対する課税のあり方を区別する必要はない。

5. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議・要望項目9)

平成16年度税制改正により、土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。また、これによって、遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への足かせとなっている。したがって、土地建物等の譲渡損益は、特別関係者への譲渡は適用除外とするなど一定の制限を設けた上で、他の所得との損益通算を認めるべきである。

【法人税】

6. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。(建議・要望項目11)

受取配当等の益金不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられたものであるから、「完全子法人株式会社及び関連法人株式会社等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不算入とすべきである。

7. 損金算入規定等について見直すこと。(建議・要望項目12)

(1) 役員給与

役員給与は職務執行の対価であるから、恣意性のあるもの等課税上の弊害があるものについてのみ損金の額に算入しないのが本来の姿である。したがって、損金不算入とする役員給与を明示したうえで、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、経営者のモチベーションを高めるためにも、不相当に高額なものを除き、原則として損金の額に算入すべきである。

(2) 退職給付引当金・賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有しているため、退職給付引当金及び賞与引当金繰入について、損金算入を認めるべきである。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

(3) 貸倒引当金

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価対象貸倒引当金の繰入率については、0～数パーセントという実際の配当率等を参考にして現行の50%を見直す必要がある。

【消費税】

8. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目15)

前々年又は前々事業年度を基準期間として納税義務を判定する基準期間制度は、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者になる場合があるなどの不合理があり、数次の改正を経た現在でもなお、根本的には解決されていない。そのため、基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととした上で、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者については申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

9. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目16)

現行の簡易課税制度は、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回ることなどにより、益税の問題が指摘されている。納税事務負担の軽減という本来の趣旨を明確にするため、みなし仕入率を設備投資を考慮しない水準に引き下げ、一定額以上の設備投資については別枠での控除を認めることが適当である。

【相続税・贈与税】

10. 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目20)

取引相場のない株式の評価については、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価とすること、②評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すことが必要である。

【納税環境整備・その他】

11. 給与等の支払いを受ける者に交付する源泉徴収票への個人番号の記載を原則不要とすること。(建議・要望項目28(3))

所得税法施行規則により、受給者交付用の源泉徴収票への個人番号の記載が義務付けられている。しかし、源泉徴収票を外部に提出する必要がある場合、受給者が交付された源泉徴収票の個人番号を非表示にする処理を行わなくてはならない。このような不合理を排除するために、受給者交付用の源泉徴収票には個人番号の記載を原則不要とし、受給者からの申出があった場合にのみ例外的に個人番号を記載することができるようにすべきである。

【震災対応税制】

12. 災害基本法の制定及び震災特例法への追加措置を行うこと。(今後の税制改正についての基本的な考え方、建議・要望項目32)

わが国は、今般の東日本大震災のような大規模震災等がいつ発生してもおかしくない状況にある。現行のように大災害が発生してから災害特例法を立法化し対応するのでは迅速性に欠け、また税体系としての整合性に欠ける結果を招きかねない。国家規模の災害危機管理体制整備の一環として、税制においても恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。

また、以下の3項目については、速やかに震災特例法への追加措置を行うべきである。

(1) 災害損失控除の創設

(2) 原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置

(3) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和

中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています!

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

登録方法

1 当組合ホームページ (<http://www.chuzeitkyo.or.jp>) にアクセス

2 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名
「kyoudou」
パスワード
「kumiai2」
を入力

3 右下「メールマガジン配信登録」バナーをクリック



クリック

4 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック

5 確定後、送信ボタンをクリック!

組合員各位

中国税理士協同組合
(金融事業部)

インターネット型税理士報酬等自動振替制度のご案内

1件当たりの口座振替手数料を 170円^(税込)に値下げしました。

税理士報酬等自動振替制度は、昭和60年にサービスを開始して以来、現在では700人を超える組合員の方にご利用いただいております。

このたび組合事業を利用いただいている組合員への利益還元、またこのサービスをより多くの組合員に利用していただくことを目的に、平成27年4月から現行の1件当たりの口座振替手数料199円(税込)を170円(税込)に大幅値下げをいたしました。

つきましては、更に利用しやすくなった「税理士報酬等自動振替制度」への加入をこの機会に是非ともご検討いただきますようお願い申し上げます。



改定時期

平成27年4月6日振替分から適用

改定内容

1 口座振替手数料
(1関与先、1件当たり)
199円(税込)

170円(税込)

オプションサービス
2 関与先への振替通知ハガキ
(1関与先、1件当たり)
52円(税込)

67円(税込)

※報酬システムのオプションサービスとして提供している関係上、ハガキ作成費を含んだ価格に改定しております。

ご利用のメリット

- 1 事務所や自宅のパソコンで「請求登録」や「収納結果照会」が簡単操作で利用できます。
- 2 関与先からの毎月の報酬を自動的に受け取れます。また、関与先も支払いの手間が省け、振込手数料が不要となり経費節減となります。
- 3 集金にかかるコスト(時間、人件費等)が削減できます。
- 4 毎月決まった日に報酬を受け取ることができ、資金繰りが容易となります。

お申込み・お問い合わせ先

中国税理士協同組合 自動振替制度 係 …… TEL (082) **246-0088**

事業資金は 税理士紹介 ローンで。

①(税)マルゼイローンをご活用ください!



「顧問税理士」と「日本政策金融公庫国民生活事業」が **3つのSでバックアップ**



Speedy 迅速な処理

Simple 簡単な手続き

Satisfy 満足のいく条件

①(税)ローンとは、中国税理士協同組合に加入している税理士が、顧問先を日本政策金融公庫国民生活事業に紹介する制度です。

中国税理士協同組合 **JFC** 日本政策金融公庫 国民生活事業



中国税理士協同組合

082-245-8377

サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に を付してください。

組合加入種別

組合員

賛助会員（※所属税理士・法人社員等）

① 税理士 VIP 代理店に加入している

（生保名： _____ 登録年： _____）

（登録者名（※賛助会員の場合記入）： _____）

② 大同生命の税理士代理店に加入している

（登録年： _____）※紹介代理店は該当しません。

（登録者名（※賛助会員の場合記入）： _____）

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している

（登録者名（※賛助会員の場合記入）： _____）

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している

※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または

日本税協連福祉会生命共済制度「優 YOU プラン」に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

地域（支部）名 _____

登録番号 _____

署 名 _____

印 _____

ご 注 意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともに FAX または 郵送にてお送り願います。

登録は賛助会員（所属税理士や法人社員等）でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者（組合員）名を明記の上、登録申請を行ってください。



サポートメンバーの ご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を開始しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。

サポートメンバーの登録要件としては、①全税共推進事業にかかる税理士VIP代理店の登録者、②共済会推進事業にかかる大同生命の税理士代理店登録者、③金融事業にかかる税理士報酬等自動振替制度利用者、④共同購買事業にかかる税理士DCカード取得者、⑤福利厚生事業にかかる大同生命グループ保険または日本税協連福祉会生命共済制度「優YOUプラン」加入者の5項目いずれかに該当されている組合員です。

登録は、各組合員がどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくこととしておりますので、右記の「サポートメンバー登録申請書」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご登録をお願い申し上げます。（既にご登録されている方は、再度ご申請いただく必要ございません。）

なお、登録要件の①②③⑤については、当組合で加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。

平成二十七年十月十四日付で安倍総理は、二〇一七年四月から消費税率を一〇%に引き上げるとともに、食料品などの税率を据え置くという軽減税率を導入する検討に入った。財務省や経済界からもいろいろな案が出た末の軽減税率の検討とは、なんとも情けない気持ちになった。与党の少数勢力の意見をこれほどまでに尊重する政治プロセスに何の意味があるのであるか？

他の先進国の先例からも、矛盾点が噴出しているこの制度に対して自民党はどのように責任をとるつもりであろうか。かつての物品税のときのような利権を擁護するような族議員が発生するのであるか。当初マイナンバーを使った還付制度など財務省のアイデアは、いろいろな支障も想定される中、期待を持たせるものであった。食品に関する軽減税率で恩恵を受けるのは一世帯あたり十万円程度という試算もある。この程度のお金を軽減する方法は、軽減税率でなくても方法はあるはずだ。社会システムとしての知恵やアイデアを今こそ本気で検討すべきだと思っている。

岡本 倫明

VW社の排ガス規制逃れが大

きく取り上げられている。日本でも、東洋ゴムとか旭化成建材とかのデータ偽造も問題視されている。

報道情報でしか判断材料がないが、VW社については、その検定方法が実走行時でないこと（？）を利用（？）したものとされている。この原因は、規制適合のため環境問題よりもコストを優先するというコンプライアンスの欠如が招いた結果であるやに論調されている。

日本税理士会連合会業対部が、平成二十七年四月に出された「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」をお読みになった諸兄は、多いものと考えている。

平成二十七年一月に改正された「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」と言う財務省告示による考え方を示しているものである。

諸兄には是非一読をお願いしたいものと考えているが、税理士と言う専門職の危機管理はより厳格で、思慮を求められるものであると考える。

政治連盟のあり方についても、税制改正をどの視点で議論していくかを含め、一考する必要があると痛感しているのは、私だけであろうか。

宮本 利光

安倍晋三首相は自民党の野田毅税制調査会長を交代させ、後

任に宮沢洋一前経済産業相を充てる方針を固めた。平成二十九年四月の消費増税に伴う負担軽減策をめぐり、公明党が生活必需品の税率を低く抑える軽減税率の導入を目指してきたのに対し、野田氏は慎重姿勢を崩さず協議が難航しており、事実上の更迭とみられている。

政府・与党は、財務省が提案した増税分を後から還付する方式を白紙撤回する方針を固めた。欧州型の軽減税率を主張する公明党への配慮だが、自公両党に加えて、財界や事業者などからも理解を得られる新たな具体案をとりまとめられるのだろうか。首相は宮沢氏に対し、消費税率の一〇%への引き上げと同時に軽減税率を導入する方向で検討するよう指示したようだ。

宮沢氏は、当連盟の年頭所感で「我が国の成長を支える主役は中堅・中小企業の皆様です。」主役である中堅・中小企業がより一層輝くことにより、地域経済の底上げも可能になります。」と述べている。軽減税率の導入の検討にあたっては、中堅・中小企業の事務負担を最優先して考慮していただきたい。

新井 要

平成二十八年度税制改正に向けた各府省庁の要望状況は、単純集計で要望項目数は二百二十二（重複排除ベースで百六十七）、廃止・縮減項目は二となっ

ている。その中で気になったのは地方創生応援税制の創設、企業版ふるさと納税である。地方創生、人口減少克服といった国家的課題に対応するため、現行の損金算入措置に加え、法人税（及び法人住民税）から税額控除をすることができるとの制度のようである。

個人版のふるさと納税は、節税や特典の豪華さがメディアで頻繁に取り上げられ、かなり認知度が高まっている。更に二〇一五年からは控除額が二倍になり、四月からの寄附については、控除に必要な確定申告が不要になるふるさと納税ワンストップ特例制度も始まり、益々利用者が増えるだろう。

しかしその一方で「わが町に寄附してほしい」と自治体同士の競争が過熱し、特典競争の行き過ぎや、特典提供のために赤字となる自治体や地元業者も出ている。これでは本末転倒である。

企業版ふるさと納税についても節税効果を期待し採用を検討する企業が出て来るだろうが、本来寄附とは見返りを求めない支出である。売上貢献しない支出に対し、株主や従業員の理解を得ること、更に地方自治体の癒着や支配関係等を慎重に検討した上で判断が必要であると考えている。

長崎 恵美